

学友会常任委員会の今後の活動方針について

文責 島田 能孝

2020年度より常任委員会の活動を大幅に改善することを予定しております。

変更点や以降方法に関して以下にまとめさせていただきます。

今回の学生大会では学友会員の皆さんから意見を募り、

それをもとに一年間かけて、規約等の改定を含め方針を確定していきます。

1.徴収に関して

現在	改定案
<p>1人あたり入会費 1,000円、年会費 1,000円を徴収している。</p> <p>収入として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入会費 1,000円×700人 = 70万円 ・年会費 1,000円×2,800人 = 280万円 <p>計 350万円</p> <p>問題点として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収は全会員平等だが、支出が平等ではない（サービスをあまり利用していない人は損をしている）。 ・サービスを利用しなくても、団体代表者などは入会義務がある（詳細は告ぎ次ページ）。 	<p>・<u>学友会員制を廃止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年 500円で学友会サービスを利用し放題」という制度を実施。サービスを受けたい人のみ入る形式にする。 ・新歓運営費として新歓参加費を徴収。 <p>収入として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用費 500円×2,800人 = 140万円 ・新歓参加費 5,000円×120団体 = 60万円 <p>計 200万円</p> <p>※新歓参加費は葛飾を参考に 5,000円として算出しているが、具体的な値段は検討中。</p>

※徴収変更により返金が発生する。具体的なタイミングは後述。

※学友会員制を廃止する理由としては、団体登録時に納入義務を無くすため。

（詳しくは「3.団体管理・支援」を参照）

2.支出に関して

現在	改定案
<ul style="list-style-type: none"> ・事務費 およそ 150万+α円 ・団体支援金 50～100万円 ・全学行事費 およそ 100万円 <p>計 300～350万+α円</p> <p>※α・・・コピー機本体のリース更新代が5年に1度、50～100万円 輪転機本体のリース更新代が6年に1度、50～100万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費 およそ 150万+α円 ・還元費 黒字分 <p>※αを考慮し徴収を余裕をもって行う。 その代わり黒字になった場合は、利益を生まないために学生に還元する。 具体的な方法としては、学生一人ひとりに返金をしても雀の涙になってしまうため、団体支援金を考えている。</p>

3. 団体管理・支援

	現在	改定案
①登録条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者,副代表者が学友会員。 ・ 構成員の神楽坂キャンパス学生のうち、過半数が学友会員。 ・ 新規団体は構成員が3人以上、更新団体は構成員が2人以上。 ・ 指定の手続きを完了させる。 <p style="text-align: right;">他</p> <p>問題点として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メンバーの過半数は（たとえ、あまり学友会サービスを利用しなくても）納入義務がある。 ・ 学友会員でない構成員に関しては、常任委員としては学籍番号と名前のみしか情報を持っていない。ただし納入の関係で全員学友会員にすることを強制できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規団体は構成員が3人以上、更新団体は構成員が2人以上。 ・ 指定の手続きを完了させる。 <p style="text-align: right;">他</p> <p>※全構成員に関し、（現在代表,副代表から得ている程度の）詳細な情報をいただく。</p> <p>※メンバーの一致率が高く、活動が類似している団体は認められない（団体を2分し、支援金を2倍得るのを防ぐため）。</p> <p>→これにより<u>納入義務がなくなる。</u></p>
②団体支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新団体のみ申請可能。 ・ 構成員の8割が学友会員でないとならない。 ・ 上限額は4万円。ただし学友会員の人数が10人を超えるたび上限額を5,000円上げ、最大上限額は6万円。 ・ 上項で算出した上限額に、（申請時点のサークルポイント/100）をかけた額が支給可能。ただし100点を超えた分のサークルポイントは切り捨て。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利益が出た際支給。 ・ 前年度のサークルポイントが100/120点以上の団体が申請可能（例年該当団体は50団体ほど）。 ・ 上限額は利益分から算出。 ・ 学友会員の人数による上限の変動は無し（構成員の水増しを防止するため）。 <p>→上限額が全団体同じになる。 （上限額は黒字分より算出） →煩わしい計算がなくなる。。</p>

4. 学友会サービス

現在	改定案
学友会ガイドブック参照。	基本現在と同じ。

5.自治性に関して

現在	改定案
<p>学生自治組織であり、非大学公認団体。</p> <p>問題点として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校公認団体ではないのに部室や掲示板等の学校施設を所有している。 ・学校としても非公認の団体に新歓の運営やロッカールの管理を委託している。 	<p>大学の“自治公認”団体になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認団体になることで左の問題を解決する。ただし傘下に入るのではなく、学生自治の形態は維持する。顧問もつかない。また、活動報告等、公認団体としての一部義務を果たす。 ・助成金に関しては、不測で多額の支出があった際は申請をする可能性があるが、基本自分達で賄う。

6.学友会,学生大会の位置づけに関して

学友会としての支援対象を学友会員でなく神楽坂キャンパス所属の本学学生に変更。

学生大会に関しては以下の通り

	現在	改定案
学生大会	<ul style="list-style-type: none"> ・学生大会は学生自治に於ける最高決議機関であり、全学友会員をもって之を構成し、その実席人員の三分の一の参加により成立する。 又、重要決議事項は学生大会の決議を経なければならない。 ・学生大会の参加者が定足数に満たない場合、議長は学生大会成立決議を行う事が出来る。之において出席者の三分の二以上の賛成が得られた場合、学生大会を成立させることが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生大会を構成するものを「常任委員会、登録団体代表者、副代表者、機関団体代表者、副代表者及び任意の本学学生」と変更。ただし表決権は常任委員以外の出席者が有する。 ・登録団体代表者、副代表者、機関団体代表者、副代表者の実席人員の過半数の参加により成立するよう変更。
機関団体	<p>該当する団体が「学友会常任委員会」「神楽坂地区理大祭実行委員会」「新聞会」「卒業アルバム委員会」と記載されているのみ（特に定義なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機関団体は、常任委員会と業務提携を結ぶことができるものとする。 ・機関団体の追加は、双方利がある提携ができると常任委員会が判断した団体のみを、学生大会で過半数の承認によって行える。 ・内訳は「神楽坂地区理大祭実行委員会」「新聞会」「卒業アルバム委員会」

7.移行に関して

以下の通りを予定。

ただし支援金上限額は「毎年の黒字分より算出」ということから毎年変動するが、移行後しばらくは上限額を固定する。

また現状として退会者がそのままロッカーを使い続ける可能性があり（退会者が少なければ常任委員でチェックできるが）移行に伴い多くの退会者が出ることを考慮し、一度2020年4月に全てリセットし、2020年6月に登録開始とする。

返金は入会費1,000円+残りの年度の年会費1,000円×年数（サービス継続者はサービス利用費を引いた500円×年数）を予定している。

		徴収方法	支出	団体管理・支援	学友会サービス	ロッカー	自治性
2019年	4月	現行	現行	サークルポイントが 次年度支援金に影響	現行	現行	移行
							↓
2020年	4月	移行	移行	移行	移行	使用禁止	
		↓	↓	↓	↓		
	6月	返金対応開始				受付開始	

Email

stdass@ed.tus.ac.jp

Web ページ

<http://www.stdass.jp>

Twitter

@TUS_GUK

東京理科大学学友会